

審 査 基 準

A - c - 1

令和7年4月1日作成

法 令 名 :	質屋営業法
根 拠 条 項 :	第2条第1項
処 分 の 概 要 :	質屋の許可
原権者 (委任先) :	愛知県公安委員会
法 令 の 定 め :	質屋営業法第3条第1項 (許可の基準) 質屋営業法施行規則第1条 (申請及び届出の一般的手続) 第2条、第3条 (質屋の許可の申請) 第3条の2 (心身の故障により業務を適正に行うことができない者)
審 査 基 準 :	質屋営業法第3条第1項各号の欠格要件には該当しない、自ら管理しないで営業所を設ける場合に管理者を置いているなど、質屋営業法を遵守し、適正な営業を期待することができるときに許可する。
標 準 処 理 期 間 :	50日
申 請 先 :	営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口
問 い 合 わ せ 先 :	愛知県警察本部生活安全部保安課営業係 電話 (052) 951-1611 内線 3183
備 考 :	